

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	いしかわけんしかまち	ふりがな	しかまち
計画主体名	石川県 志賀町	活性化計画名	志賀町活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和5年度 令和3年度～令和4年度	総事業費(交付金)	237,206千円(99,795千円)
活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進	事業活用活性化計画目標	転入人口:335人/年 雇用者数(新規就農者等を含む)の増加:4人(3年平均) 地域産物の販売額の増加:3,788千円(3年平均) 1次加工品の販売額の増加:31,800千円(3年平均)

計画主体 確認の日付	令和3年8月2日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		本活性化計画の目標は、能登地域の特産品である「さつまいも」、「かぼちゃ」等を加工する施設整備により、同農産物の販路拡大等による所得向上や雇用の創出による定住促進を図るものであり、農山漁村の活性化に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		本事業は、「さつまいも」、「かぼちゃ」を使用した一次加工品を生産する加工施設を新たに整備するものであり、雇用者や地域産物

				の販売額の増加、また、一次加工による同農産物の付加価値の向上、知名度の向上を図るうえでも、最終商品の採用件数とすることは妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		地元農産物を使用した加工施設の整備することで、農業者の所得向上と雇用の創出による定住促進を図るものとなっており、整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新たな計画であり、本項目では該当はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		第2次志賀町総合計画の基本方針に、「移住定住」の推進をはじめ、企業誘致や農林水産業の担い手の育成、6次産業化等を図ることで「雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり」が掲げられており、本計画と連携等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		令和3年度から事業実施主体による農業参入が開始されており、参入に当たり施設整備の方針を含めて、県、町、JA、地元区長、農業委員会、土地改良区、賃借農地の地権者、施設計画地の周辺住民等への協議、説明、協力依頼等を行っており、合意形成に基づき計画を策定している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		事業実施主体による農業参入に当たり、農地の利用権設定、人・農地プランの見直しが行われており、その際、農業委員会（13名中2名が女性委員）及び人・農地プラン検討会（9名中2名が女性委員）において女性が委員として参加し意見等を取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		農産物や労働力の円滑な確保のため、県、町、JAと連携して営農指導、協力体制のもと営農を開始しており、施設計画用地は町所有地の提供を予定するなど、関係機関と連携しながら事業を推進している。

1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		企業と連携し、地元農産物を活用した農産加工施設の整備を通じて、所得向上や雇用創出による地域活性化を図ることを目標としており、整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○		第2期志賀町総合戦略の基本目標1の「地方における安定した雇創出」項目の中で、「能登の里山里海」を活かしたブランド化などを行い、作物の付加価値を向上させ、雇用の安定と創出を図るとしており、整合している。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画期間は令和3年度～令和5年度までの3年間とし、うち事業実施期間を2年間とする。施設整備と並行して加工農産物の栽培拡大を推進し、整備後の3年間を目標のための取組期間とする。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>総事業費：237,206,000円</p> <p>交付要望額：99,795,000円</p> <p>交付限度額：交付対象事業費 199,591,000円（消費税抜き）×交付額算定交付率 50% = 99,795,000円（千円未満切捨て）</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>活性化計画区域の中には、市街地を形成している区域（市街化区域及び用途地域）が含まれていない。また、区域内の総面積に対する農林地の占める割合は約 77.3%を占め、全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合は 10.0%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林地面積割合 = $19,076\text{ha} / 24,676\text{ha} \times 100 = 77.3\%$ 農林漁業従事者割合 = $986\text{人} / 9,884\text{人} = 10.0\%$

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		本事業で新たに施設を設備するものであり、該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		実施設計の際に、各種関係法令及び設計基準による構造検討を行い、施工前に建築物の建築確認申請により、建築基準法に適合しているかの審査を受ける。また、施工時には、十分な安全性等が確保されているか、建築基準法に基づく工事監理者が監理を行い、完成後も同法に基づく検査を受けることになる。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		該当なし
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		該当なし

2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		建物は鉄骨造であることから、耐用年数は24年である。また、加工の設備関係は7年であり、全て耐用年数が5年以上のものである。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、投資効率等の算定を行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		投資効率は1.17である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		実施要領の別表2の処理加工・集出荷貯蔵施設「⑰農林水産物処理加工施設」の要件である山村振興及び半島振興の地域であり、満たしている。 事業実施主体は計画主体である志賀町が、活性区域において定住等のために必要と認めて指定している。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		計画主体である志賀町が指定し、農業者から原料供給を受けて加工等を行う法人に対する交付であり、個人に対するものでない。 また、施設敷地の用地、造成費は志賀町の助成を受けており、施設用地は町有地の売買で確保するなど連携して進めており、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		近隣に類似施設はない。

	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	－		該当なし
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		規模は、志賀町や近隣市町での原料の農産物の生産状況を踏まえたものとなっている。また、設置場所は、主要生産地である西山開拓パイロットに隣接し、「のと里山海道」の西山ICにも近い県道沿いとしており、農産物の運搬の利便性や運送コストの低減が図られる場所に位置している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		農産物を加工した一次製品の販路を、国内大手製パンメーカーのサプライチェーンの一端を担う企業と連携することにしており、最終的に全国を視野に消費者へ当該一次製品を利用した商品が届くことで、付加価値の向上、知名度の向上を進めることとしている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		施設における作業を可能な限り機械化・省力化し、高度な専門性や熟練性、過度な肉体的負担を求めない運営を行うことで、女性が安心して働ける環境を整えることとしている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		加工場、原料保管庫、加工用機械等について、予定生産量に見合った性能、仕様としており、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		予定の期間で投資回収を行うため、耐久性を考慮しつつ建設・整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		農産物の一次加工場として操業するために必要な附帯施設を対象としている。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		農産物の一次加工場として操業するために必要な備品を対象としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		施設整備予定場所は、主要生産地である西山開拓パイロットに隣接し、「のと里山海道」の西山ICにも近い県道沿いであり、農業者の生産物の運搬や加工製品の運送に利便性の良い場所となっている。

2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		施設用地は町有地を売買により提供することにしており、確保されている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	－		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○		整備する施設の延べ床面積は 825 m ² である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	○		上限事業費のチェック項目 2 行目 1 m ² 当たりの単価は 267 千円未満であり、上限事業費の 290 千円未満であることから適正である。 交付対象事業費（消費税込み）219,550 千円÷825 m ² <267 千円/m ²
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	－		該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	－		該当なし

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		交付金以外の資金については、金融機関を通じた運転及び設備の資金調達計画と償還計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		原則として一般競争入札の予定としているが、特殊な加工設備など一般の競争に付することが困難又は不適當である場合については、指名競争又は随意契約によるものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		減価償却費の10%を維持管理費として費用計上した収支計画を立案している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		収支計画を策定し、資金調達先である日本政策金融公庫による経営診断を受け適正なもの判断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農産物を加工する施設であり、生産振興を主たる目的とする施設整備でない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		農産物の加工施設の整備を通じて農山漁村の定住促進を図り、地域の活性化に取り組むことを主目的としているため、本交付金の活用が適切であると判断している。

2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に農林水産物処理加工施設を位置付ける予定としている。 ・ 志賀町国土強靱化地域計画
------	--	---	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。